

(仮称)調布市パートナーシップ宣誓制度(素案)に対するパブリック・コメントの実施結果

【パブリック・コメント手続の実施概要】

1 意見募集の概要

- (1) 意見の募集期間 令和4年12月5日(月)～令和5年1月10日(火)
- (2) 周知方法 令和4年12月5日号, 同月20日号市報及び市ホームページ
- (3) 資料の閲覧場所 公文書資料室(市役所4階), 神代出張所, 各図書館(染地を除く)・各公民館・各地域福祉センター(染地を除く), みんなの広場(たづくり11階), 市民活動支援センター(市民プラザあくろす2階), 教育会館(1階), 男女共同参画推進課(市民プラザあくろす3階)
- (4) 意見の提出方法 氏名, 住所, 御意見を記入し, 直接又は郵送, FAX, Eメールで男女共同参画推進課まで提出
※資料の閲覧場所に設置する意見提出箱への提出も可

2 意見募集の結果概要

- (1) 意見提出件数: 18件(18人)

<提出意見の内訳>

全般に対する意見	13件
「制度の概要」に対する意見	5件

- (2) 意見の概要と意見に対する市の考え方 別紙のとおり

【意見の概要と意見に対する市の考え方】

全般

項目	No	御意見の概要	市の考え方
全般	1	<p>これからパートナーシップを利用したい人にとって、パートナーシップや婚姻制度の利用経験が少ないと思うので、暮らして行く中でなにが必要で何が不足しているかはあらかじめ予想する事が難しいです。実施後も意見を受け付けて柔軟に制度を変えていけることを望みます。同性間での婚姻制度を望む中での前段階という位置付けになると思いますがパートナーシップを必要としている人に届き、少しでも尊厳が守られ安心して暮らせるようになる事を望みます。また、婚姻制度が成立後も、個々の事情を踏まえてパートナーシップ自体は異性間の事実婚の人達へも対象を拡充したのものとして残してもいいものとして将来を見据えた丁寧な制度である事を望みます。</p>	<p>性の在り方は多様であり、当事者の方々が抱える困難な事象は様々であると認識しています。</p> <p>本制度導入を契機として、性の多様性に関する理解促進を図り、日常生活の中で生きづらさを感じている方々に寄り添い、誰もが自分らしく暮らすことができる社会づくりに取り組んで参ります。</p> <p>市は、同様の制度を導入している東京都をはじめ、都内自治体が発行している制度との連携について、検討・調査しています。引き続き、本制度が実効性あるものとなるよう取り組んで参ります。</p>
全般	2	<p>日本では結婚制度がとても狭い価値観で縛られ、憲法で保障されている「人間はすべて平等」に制度が適用されることがかなわない場面が多いです。事実婚で選択的夫婦別姓制度さえも導入されないし、同性婚が認められていないので、法令による結婚制度の枠外にあるカップルは各所で不便を強いられ、それは人間としての疎外感を容易に与えるものと言えます。国が同性婚を認めることが基本だと思うが、それが無い中でその不足をカバーする意味で自治体による「パートナーシップ宣誓制度」を備えることは次善の策がとられることで、悪いことではないと思う。</p>	
全般	3	<p>近年、多様なパートナーシップを結ぶ人たちが暮らしやすい社会づくりが進む中で、調布市もこうした制度を導入することに大いに賛成いたします。ただ何より重要なのは、受理証等が単なる“しるし”ではなく、実生活において効力を発揮できることです。市が実施するサービスにおいては、ぜひ制度開始と同時に受理証等が活用できるよう調整をお願いしたいです。加えて、民間の事業者に対しては、活用方法の具体例を提示するなど、事業者が導入しやすい形で周知していただくと、理解や整備が進みやすいはずで、本制度によって、少しでも多くの市民が暮らしやすい街になることを願います。以上、よろしくお願いたします。</p>	
全般	4	<p>調布市基本構想、基本計画にも、「多様性を認め合う社会づくり」が基本目標の一つとして掲げられている。多様な性的指向、性自認の方が互いを人生のパートナーとして生活するにあたり、公的にパートナーと認められることで生活上の不便、困難が少しでも解消されるのは喜ばしいことだと思う。</p> <p>コロナ禍でもあり、最も親しく生活している同性パートナーが、法的に家族・パートナーとして認められていないために入院や危篤時にさえ面会できない場合があると聞く。そうした悲しいことが起こらないためにも、パートナーシップ条例の制定は重要だと考える。</p> <p>これからの調布が、真に多様性を受け入れ合い、様々な人々がごく自然に互いを認め合い助け合える、共生社会のまちへと一歩ずつ進んでいくことを心から願っている。</p>	

全般	5	<p>パートナーシップ制度の内容については、とてもよく考えられた制度だと思います。今後、この制度を活用して、より多くの市民が安心して暮らしていける調布市になることを期待しています。</p> <p>今回のパートナーシップ制度の内容について何の異論もありませんが、問題はこの制度を使って現実の生活がどう良くなっていくかだと思います。この制度が、当事者の方達にとって本当に役立つものになるためには、具体的にこの制度があらゆる現場で理解され、当事者の方達の生活の向上につながるものにならなければなりません。</p> <p>例を挙げれば、アパートやマンションの賃貸契約に不当な差別が無くなったり、また取り扱う物件が多くなれば、この制度を活用した証明書があっても意味がありません。</p> <p>この制度をもって、調布市内の不動産事業者のみならず、あらゆる事業者、市民全般への周知は不可欠だと思います。</p> <p>また、男女共同参画以外の部署の職員についても、一人たりとも制度への理解が不足している者がいないことが必要です。また、選挙の時などの臨時に業務につく一般市民への業務上の研修も不可欠だと思います。まだまだ、一般世間には性の多様性への理解が出来ていない人も少なくないことを念頭に、細やかな配慮を欠かさず、今後も啓発や研修に尽力していただくようお願いいたします。</p>	<p>性の在り方は多様であり、当事者の方々か抱える困難な事象は様々であると認識しています。</p> <p>本制度導入を契機として、性の多様性に関する理解促進を図り、日常生活の中で生きづらさを感じている方々に寄り添い、誰もが自分らしく暮らすことができる社会づくりに取り組んで参ります。</p> <p>市は、同様の制度を導入している東京都をはじめ、都内自治体が実施している制度との連携について、検討・調査しています。引き続き、本制度が実効性あるものとなるよう取り組んで参ります。</p>
全般	6	<p>ようやく動き出すのかと遅すぎる調布市の対応に呆れます。</p> <p>私も来年にもパートナーと宣言しようと考えており、未対応な調布市から引越しようとして計画しております。お隣の世田谷区にすでに海外で結婚したカップルも居りまして、世田谷区に移動しようと思っています。動きが無いよりはマシだと思いますが、調布市内の閉鎖的な住民性、無理解な高齢者、おかしな宗教団体を放置している体制から考えても、導入は難しいだろうと考えています。多分、今回のパブリックコメントにも多数の反対勢が出るだろうと推測しています。私は導入すべきであると考えています。世界的な動きを見ても今更感は否めませんが、無いよりはマシだと考えます。</p>	<p>市は、同様の制度を導入している東京都をはじめ、都内自治体が実施している制度との連携について、検討・調査しています。引き続き、本制度が実効性あるものとなるよう取り組んで参ります。</p>
全般	7	<p>たいへん素晴らしい取り組みと思います。LGBT等の方々は、喫煙率が高いと言われているため、健康で調布市の受動喫煙対策の方針（受動喫煙ゼロを目指す）やがん対策の方針に沿うようパートナーシップの手続きの過程で啓発チラシを渡すなどなんらか禁煙を勧める取組をしてほしいです。</p>	<p>「受動喫煙」対策は、全ての年齢層、あらゆる生活場面における健康づくりを維持するうえでの重要な課題であると認識しています。</p> <p>いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>

<p>全般</p>	<p>8</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 過去の歴史から未来への時間軸で見れば、(仮称)調布市パートナーシップ宣誓制度は、同性婚を認めない現行法制度のものと部分的過渡的な手直しと位置付けるべきである。最終的には同性婚を認める法整備が必要である。 ● いわゆる同性婚訴訟が現在全国各地で提起されている。2022年11月30日の東京新聞Web版(*)の「同性婚訴訟、東京地裁が請求を棄却 憲法24条2項について「違憲状態」と判断」という見出しの記事が語る現状は以下である。 「同性婚を認めていない民法や戸籍法の規定は憲法違反だとして、東京都内などの同性カップルが国に賠償を求めた訴訟の判決で、東京地裁（池原桃子裁判長）は30日、原告側の請求を棄却した。ただ「法制度が存在しないことは重大な脅威で、個人の尊厳に照らして合理的理由はない。」とし、憲法24条2項に反する「違憲状態」との判断を示した。 全国5地裁に起こされた同種訴訟で3件目の判決。昨年3月の札幌地裁判決は、差別的取り扱いが法の下の平等に反するとして「違憲」と判断。一方、今年6月の大阪地裁判決は「合憲」とし、憲法判断が割れている。」 (*)https://www.tokyo-np.co.jp/article/217005 ● パートナーシップ宣誓制度は、2015年の渋谷区、世田谷区に始まり、それ以来、多くの自治体がこの制度を設けており、調布市もバスに乗り遅れないように今回この制度を設けることは時代の流れである。 ● 調布市の素案そのものは、他自治体の制度と比較して、似たり寄ったりであり、特に修正すべきところは見当たらない。 但し、当事者の意見は尊重すべきである。この素案を作成するにあたって、当事者個人や団体の意見を求めたでしょうか？ ● 交付後の運用（受理証交付後の手続きや受理証等の取り消し）において、出てくるであろう問題に速やかに対応すべきである。 ● 問題は、受理証と宣誓書の交付で終わりではない。この制度の導入を機会に、現行の差別状態をどれだけ改められるかである。 そのために、調布市は以下のことを推進すべきである。 ① どのような不当な差別があるのかなどを調査し（当事者等との交流を含む）、広く（差別を容認している社会の多数派である）市民に周知すること。 ② 市の施策における差別解消（市営住宅の入居条件などなど） ③ 民間における、不当な差別の解消（病院や企業での待遇など） ④ 上記①～③のために、具体的計画・目標を作成して、積極的に活動し、結果を評価し、全体をPDCAサイクルで管理する。 	<p>市は、本制度が実効性のあるものとなるよう、当事者や支援団体などから御意見を伺いながら、内容の検討を進めて参りました。 本制度導入を契機として、性の多様性に関する理解促進を図り、日常生活の中で生きづらさを感じている方々に寄り添い、誰もが自分らしく暮らすことができる社会づくりに取り組んで参ります。</p>
-----------	---	--

全般	9	<p>同棲を推進するような制度で、親から見ると心配である。結婚と比べれば関係の解消が簡単にできてしまう。無責任な男が女にパートナーシップで満足するように言い訳して、子供が出来たら逃げてしまうこともありうる。あるべきはずの父親の養育義務が放棄されて、子供がほったらかしにされることが危惧される。婚姻のハードルは、セックスに至るまでのハードルにもなっている。これを緩いものにするには抵抗がある。こういう問題を市が決めていいとは思えない。</p>	<p>性の在り方は多様であり、当事者の方々が抱える困難な事象は様々であると認識しています。 本制度は、パートナーシップ関係にあることを宣誓・届出されたおふたりに対し、市が届出を受理したことを証明するものです。 本制度導入を契機として、性の多様性に関する理解促進を図り、日常生活の中で生きづらさを感じている方々に寄り添い、誰もが自分らしく暮らすことができる社会づくりに取り組んで参ります。</p>
全般	10	<p>身体的な女性の二人がパートナーシップ宣誓制度でパートナーシップ関係になって、その後同じ身体的な男性の精子でそれぞれ身体的な男児と女児を生んだ場合を考える。その男児と女児の親は婚姻関係にないから、その男児と女児は「直系血族・三親等以内の傍系血族又は直系姻族の関係」ではない。そのため、その男児と女児は「直系血族・三親等以内の傍系血族又は直系姻族の関係にないこと。」に当たらないから、将来的にパートナーシップ宣誓制度でパートナーシップ関係になることができる。しかし、これだと遺伝的に近い人でもパートナーシップ宣誓制度でパートナーシップ関係になれてしまうから、婚姻関係によって「直系血族・三親等以内の傍系血族又は直系姻族の関係」の人を退け、遺伝的な問題が生じることを防ぐ意図が機能しないことになる。こういう制度を許してしまうなら、始めからパートナーシップ宣誓制度が婚姻関係をまねる形で「直系血族・三親等以内の傍系血族又は直系姻族の関係にないこと。」の条項で特定の人物を退けようとしている意味もなくなる。婚姻の価値は世代を渡って一定の幸福を維持していくために必要な最低限の内容がしっかりと組み込まれているが、パートナーシップ宣誓制度は世代を渡って一定の幸福を維持していこうとする視点がなく、持続可能性がない。パートナーシップ関係にある本人たちは幸せに思えても、将来世代や社会全体との兼ね合いを保てないから導入は見送るべきである。</p>	
全般	11	<p>婚姻は母親が子供の父親となる人物に逃げられないようにするために税金などのメリットや公営住宅のサービスを与えて法的な拘束力を持たせる制度である。法的な父親がはっきりしていない母親に対して同じような税金などのメリットや公営住宅のサービスを与えた場合、婚姻が子供を婚内子として守られるようにする働きが失われ、婚外子が増えてしまう。婚外子の本人は尊重するべきであるが、社会の仕組みとしてわざわざ婚外子を増やしてしまうような政策は慎むべきである。生まれた子供は平等だが、生まれる前に子供が婚外子となるリスクを減らせるような仕組みづくりは政策を行う者の責任であると思う。パートナーシップ制度は婚姻した者と同じようなサービスを与えようとしているために、婚外子を増やす方向に働いてしまう点で誤った政策であると考え。母親役が二人いれば子供も守れるのではないかとの意見に対して、婚姻は近親婚を防いで子供に遺伝的疾患が出ることを事前に防ぐ役割もあるので、これを省略すると子供に将来的な危険を背負わせてしまうことになる。婚姻の仕組みは若者が子育ての負担や遺伝的疾患などの危険を避けることができるように歴史的な知恵として作られたもの。若者の思いだけで婚姻の仕組みを緩いものとするのは、若者たちを本人たちが見えていない危険に晒すことになって不幸にしてしまう。パートナーシップ制度は、婚外子を増やしてしまう影響が出るため、導入しないように強く求める。この観点で検討したような形跡が見られないので、改めて議論をやりなおすようにしてほしい。</p>	

<p>全般</p>	<p>12</p>	<p>「平等」の意味は目的との関係で決まります。 このページは婚姻制度とパートナーシップ宣誓制度との関係について詳しいので、確認をお願いします。 同性婚訴訟 大阪地裁判決の分析 https://kenpokaisei.jimdofree.com/規範力の復元/同性婚訴訟-大阪地裁判決の分析/ 制度の整合性をおろそかにしてはいけないと思います。 整合性を説明することができないような制度を創設しないようお願いします。</p>	<p>性の在り方は多様であり、当事者の方々が抱える困難な事象は様々であると認識しています。 本制度は、パートナーシップ関係にあることを宣誓・届出されたおふたりに対し、市が届出を受理したことを証明するものです。 本制度導入を契機として、性の多様性に関する理解促進を図り、日常生活の中で生きづらさを感じている方々に寄り添い、誰もが自分らしく暮らすことができる社会づくりに取り組んで参ります。</p>
<p>全般</p>	<p>13</p>	<p>婚姻は婚姻した者にサービスを受けられるようにすることで婚外子として生まれる子供を減らす仕組みとなっている。そしてそれが結果として子供のためになるようにつくられている。パートナーシップ関係の者に婚姻と同等のサービスを受けられるようにすることはその仕組みを壊すことになるので、婚外子を増やすことになり、子供のためにならない。ファミリーシップで子供を登録しても、子供の父は誰か分からないままに子供を作ることや推し進める作用が含まれてしまっているから問題の解決にはならない。婚姻した者だけにサービスを受けられる仕組みでなければ国が婚姻という制度を導入している意味がなくなる。パートナーシップ宣誓制度で婚姻と同等のサービスを受けられるようにすることは婚姻の意義と矛盾し、婚姻の制度を破壊することになる。全く同等のサービスでなくとも、影響があれば制度の効力を弱めることになる。パートナーシップ宣誓制度は民法の立法政策に反しており、自治体の規律してはいけない範囲に触れるため問題がある。市が婚姻の仕組みを壊してはいけない。</p>	<p>本制度導入を契機として、性の多様性に関する理解促進を図り、日常生活の中で生きづらさを感じている方々に寄り添い、誰もが自分らしく暮らすことができる社会づくりに取り組んで参ります。 市は、同様の制度を導入している東京都をはじめ、都内自治体の実施している制度との連携について、検討・調査しています。引き続き、本制度が実効性あるものとなるよう取り組んで参ります。</p>

第2章 制度の概要

案	No	御意見等の概要	市の考え方
1ページ	14	2(2)「対象者要件」エのうち、「配偶者がいないこと」は市役所が記録を確認し、証明することが可能であるが、他方が市内在住者でない場合の「双方以外にパートナーシップ関係にない」ことは市役所に確認する方法がなく、これを証明する責任を負えないことから、ウの要件の「(一方が・・・を含む)」は削除し、対象者双方が市内在住者の場合に限定すべきである。本証明制度の利用者は、婚姻に準ずる関係の証明を求めるとともに、当然に同居した生活実態があることが想定されるはずで、市内在住後に申請することに支障はないはずである。	本制度は、当事者の方からの意見も踏まえ、受理証を取得後、市内転入される場合や、仕事により単身赴任などでやむなく一時的に別居せざるを得ない場合などを想定していることから、対象者要件に「一方が市民で、もう一方が市内への転入を予定している場合を含む」こととしております。 一方、届出内容に不正等があった場合は、受理証を取り消すとともに、返却していただくこととしています。 今後とも、本制度導入を契機として、性の多様性に関する理解促進を図り、日常生活の中で生きづらさを感じている方々に寄り添い、誰もが自分らしく暮らすことができる社会づくりに取り組んで参ります。
2ページ	15	この証明制度は法律上の婚姻と同等に位置付けられるものではないため、その利用者は特別な受益者として、本制度の運用(証明書発行の事務手続きだけでなく、4(4)の証明書活用に要する経費を含む。)に必要な費用を負担すべきです。従って、手数料を徴収することを規定してください。	本制度は、法令等に基づくものではありませんが、この制度を通じて、誰もが多様な生き方・暮らし方ができる社会の実現に向け、日常生活の中で生きづらさを感じている方々に寄り添い、誰もが自分らしく暮らすことができる社会づくりにつなげていく制度として実施するものです。
2ページ	16	更新が必要な理由がわからない。更新有り更新無しが選べたら良いなと思いました(パートナーシップ利用者ごとの個々の事情があると思います)	宣誓者の現状把握と受理証の不正利用防止の観点から、5年毎の更新としておりましたが、様々なご意見等を踏まえ、受理証の有効期間は設けないこととしたいと考えております。 受理証を保有する方に対し、定期的に連絡をすることで、市の施策等についての情報提供や困りごとの把握を行うとともに、変更等の届出漏れがないようご案内することとします。
2ページ	17	この宣誓制度で得られることは、市民それぞれに人権の尊重や多様な性における理解の促進が一つ、市営住宅申し込み当施設の利用などでの福利厚生面、公的同意書などでパートナーとしての認定証明などでしょうか。かなり厳格な審査などがある割に、得られるメリットの少ないことについて、当事者の意向を聞きとり、アンケートなどを十分にしたのででしょうか。あるいはこれから、他自治体の例などに学び、柔軟に中身を増やしていくべき。当事者が「市長と面談」などの手順が必要なのか。オンラインで十分ではないか。本人確認の書類まで必要なのか?それほどのメリットは数えられない割に、許可を与えるような印象。少数者は常に不当な卑屈を強いられてきたということを、役所は前提に考えなければならぬと思う。納税の義務は果たしている市民である。市民に啓蒙を。この件で施行までに説明会は行わないのですか?	本制度は、市長から職務上の委任を受けた職員の立会いの下でパートナーシップ関係にあることを宣誓・届出されたおふたりに対し、市が届出を受理したことを証明するものです。 市は、本制度が実効性のあるものとなるよう、当事者や支援団体などから御意見を伺いながら、内容の検討を進めて参りました。 本制度導入を契機として、性の多様性に関する理解促進を図り、日常生活の中で生きづらさを感じている方々に寄り添い、誰もが自分らしく暮らすことが、できる社会づくりに取り組んで参ります。
3ページ	18	2(6)「受理証等の取り消し」をした場合、第三者にはその事実を把握することができず、また、不正等をする者に受理証等の返却は期待できないので、公表制度を設けることが必要ではないでしょうか。(6)の要件に該当する悪質な者(虚偽の婚姻届なら犯罪者です。)であれば、氏名公表の不利益は当然に甘受すべきであり、公表制度は不正等の抑止になるとともに、証明力をより高めることにもなります。また、公表に伴う訴訟等を抑止するために、宣誓書に不正等があれば公表されることに同意する旨を明記するのが望ましいと存じます。	不正等により受理証の交付を受けた場合は、受理証を取り消すと同時に返却していただき、失効した受理証番号のホームページでの公開を検討しております。 今後とも、同様の制度を先行して導入している自治体の事例も参考にし、それぞれの実態等を踏まえながら、不正防止策等を検討して参ります。

※御意見は、原則、いただいた原文を基に掲載しています。